

千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正概要

1 改正の背景・目的

近年、墓地等（墓地及び納骨堂）の開発をめぐる、墓地等経営予定者と墓地等予定地の周辺住民等との問題発生等の課題に対処するため、墓地等の経営の許可等に関する条例の見直しが各地で進められております。

墓地等は市民生活にとって必要な公共的施設ですが、生活環境などの公共の利益との調整が必要な施設でもあります。また、墓地等の経営には持続性が求められます。

そこで、本市としても、今後も起こる可能性のある、こうした墓地等開発をめぐる課題に対処するため、条例を改正しようとするものです。

2 条例改正の概要

（1）許可基準の強化

墓地等の持続性の観点から、墓地等の経営の許可基準を強化します。

ア 宗教法人が新たに経営する壇信徒用の墓地等は、原則、当該宗教法人の「登記された日から5年以上経過した事務所」が存する境内地又は隣接する土地で、かつ、「所有権以外の権利が存しない自己の所有地（ただし、市長が特に理由があると認めた場合を除く。）」に限り認めることとします。

※ 現行の許可基準では、原則、当該宗教法人の「事務所」が存する境内地又は隣接する土地で、かつ、「自己の所有地」に限り認めています。

なお、許可基準では、この他、地方公共団体が経営する場合などを定めています。（詳細は、現行条例第8条を参照してください。）

（2）周辺住民等への説明及び協議等の義務化

新たに墓地等の経営又は変更の許可を受けようとする者（経営予定者等）に対し、標識の設置、周辺住民等への説明、周辺住民等からの意見の申出に対する協議及び市長との事前協議を義務付け、これらの手続を適正に実施することを経営又は変更の許可申請の条件とします。

ア 経営予定者等は、墓地等の経営又は変更の計画について、計画概要を示す標識を墓地等予定地に設置しなければならないこととします。

イ 標識の設置後、経営予定者等は、当該計画について周辺住民等に説明し、その内容を市長に報告しなければならないこととします。

ウ 説明の実施後、周辺住民等から墓地等の経営又は変更の計画について次の（ア）～（ウ）までの意見の申出があった場合、経営予定者等は周辺住民等と協議を行い、その内容を市長に報告しなければならないこととします。また、経営予定者等は申出があった意見に対する見解を示した文書を作成し、当該申出を行った者に送付するとともに、その写しを市長へ提出しなければならないこととします。

(ア) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見

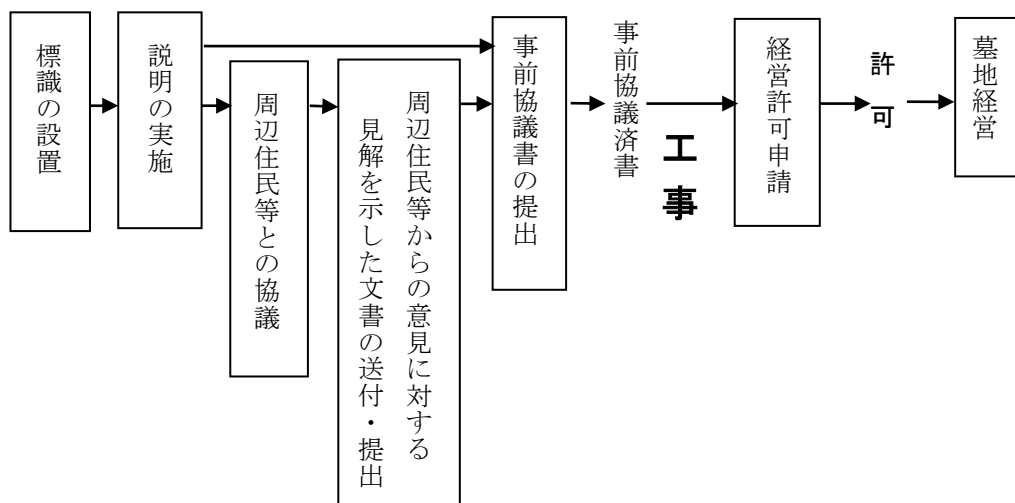
(イ) 墓地又は納骨堂の構造設備と周辺環境との調和に対する意見

(ウ) 墓地又は納骨堂の建設工事の方法等についての意見

エ ア～ウまでの手続の実施後、経営予定者等は、工事着工前に市長に対し事前協議を行うこととします。

オ ア～エまでの手続を適正に実施した経営予定者等は、経営又は変更の許可申請をすることができることとします。

【墓地等経営までの流れ（改正後）】



(3) 勧告・公表の導入

説明及び協議等の手続が適正になされていないと認められる場合は、市長は経営予定者等に対し必要な勧告を行い、正当な理由がなくその勧告に従わないときはその旨を公表することができることとします。

(4) 改正後の条例の規定の適用

平成25年4月1日以降に事前協議が行われる墓地等は改正後の条例が適用され、平成25年3月31日までに事前協議が行われたものは改正前の条例が適用されます。

3 条例改正のスケジュール（予定）

平成24年11月20日 意見募集手続

～ 12月19日

平成25年 3月 千葉市議会（第1回定例会）に条例案を上程

平成25年 4月1日 施行